

# 久御山町第7次行政改革大綱

令和4年1月

久 御 山 町

## 目 次

|   |                          |       |
|---|--------------------------|-------|
| 1 | はじめに                     |       |
|   | (1)これまでの取組               | 1     |
|   | (2)本町の財政状況               | 1     |
|   | (3)行政改革の必要性              | 2     |
| 2 | 行政改革の基本方針                | 2     |
|   | ○基本目標                    | 3     |
|   | <数値目標>                   | 3     |
| 3 | 行政改革の重点項目                | 3     |
|   | (1)持続可能な財政基盤の構築          | 3     |
|   | ①中期財政計画等の活用              | 3     |
|   | ②歳入確保の推進                 | 4     |
|   | ③事務事業の整理合理化              | 4     |
|   | ④経常経費の節減                 | 4     |
|   | ⑤アウトソーシング（民間委託等）の推進      | 5     |
|   | ⑥公営企業等の健全な事業運営の継続        | 5     |
|   | (2)新たな時代に対応した組織の構築と施策の推進 | 5     |
|   | ①組織機構の活性化                | 5     |
|   | ②公共施設の管理運営の合理化           | 5     |
|   | ③定員管理、給与等の適正化            | 6     |
|   | ④人材育成の推進                 | 6     |
|   | ⑤広域行政の推進                 | 6     |
|   | ⑥デジタル化などによる手続の効率化の推進     | 7     |
|   | ⑦環境政策の推進                 | 7     |
|   | (3)住民サービスの最適化と協働の促進      | 7     |
|   | ①住民サービスの満足度と利便性の向上       | 7     |
|   | ②住民との協働の推進               | 8     |
| 4 | 行政改革の推進期間                | 8     |
| 5 | 行政改革の推進体制等               | 8     |
|   | 基本用語集                    | 10～12 |

# 久御山町第7次行政改革大綱

## 1 はじめに

### (1) これまでの取組

本町では、昭和61年2月に行政改革大綱を策定して以来、住民ニーズの多様化や社会経済状況の変化などに適切に対応するため、これまで5回の改定を行い、行政改革を進めてきました。

第1次となる昭和61年の行政改革大綱では、主に人口増加に伴う組織機構の細分化や電算システムの導入を図り、平成8年3月に策定した第2次行政改革大綱では、事務事業の点検、見直しを実施するとともに、旅費日当の廃止や職員給与等の適正化などを推進しました。

平成18年3月に策定した第3次行政改革大綱及び総務省主導による集中改革プランでは、職員定数の削減や事務事業の整理合理化、補助金等の見直し、アウトソーシングの推進等を実施し、平成22年3月に策定した第4次行政改革大綱では、定員適正化計画や組織・機構の再編計画及び人材育成計画を策定し、推進しました。

平成25年3月に策定した第5次行政改革大綱では、着実な推進の遂行のため実行計画を策定し、公開事業診断の実施や施設使用料の見直し、人事評価制度の導入、公共下水道事業の公営企業会計への移行準備などを推進しました。

その後、引き続いて策定した第6次行政改革大綱（平成29年3月）では、地方公会計制度の活用や一般ごみ収集業務及び学校給食によるアウトソーシングの推進、こども園としての一体化による効果的な保育・教育の推進など、行政改革を進める中で一定の成果を挙げてきました。

### (2) 本町の財政状況

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済、そして日本経済の先行きが不透明な状況となっています。

その中で、本町の財政状況は、町税収入が、令和2年度決算で約49億6千万円となり、前年度比で約9千万円の増収となってい

ます。さらに、平成 27 年度から 6 年連続して実質単年度収支の黒字となっており、財政力指数は 1.139（令和 2 年度）と 3 年連続で 1.1 台に乗せ、財政の弾力性を示す経常収支比率におきましても 82.3%（令和 2 年度）と前年度から 2.2 ポイント改善しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が経済全体に与える影響は非常に大きく、地元経済の状況についても「with コロナ」を見据えて注視していく必要があります。

本町においては、昭和 47 年度から普通交付税の不交付団体ではありますが、健全財政を維持するためには、地方公会計制度に基づく財務書類の活用や、的確な財務マネジメントを行うとともに、事業全体の必要性や効果、優先順位を見極めながら、引き続き中期財政計画に基づいて行財政運営を行わなければなりません。

一方、町の課題である定住促進・地域住民の交流・健康における継続的なケアを推進するにあたり、まちなにわ構想、全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備、歩くまち施策などの主要施策を推進していきます。

### **(3) 行政改革の必要性**

平成 29 年 3 月に策定した第 6 次行政改革大綱については、令和 3 年 3 月末で期限を迎えましたが、第 6 次行政改革大綱の成果をもとに、継続して取り組むべき課題や新たにに取り組むべき内容の整理を行い、第 7 次行政改革大綱を策定し、次世代への「希望」をつないでいくことができるよう行政改革の歩みを止めることなく推進していかなければなりません。

## **2 行政改革の基本方針**

本町では、まちづくりの指針である平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間の計画期間とする第 5 次総合計画において、本町が目指していくまちの姿を、「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～」として掲げ、これを実現するため各種施策を推進しています。

また、第 5 次総合計画を具現化・加速化するため、国における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、令和 2 年度から

令和6年度の5年間を計画期間とする第2期総合戦略を推進しており、人口減少や高齢化社会に対応するためにも、現在の人口規模や出生数を維持することなどを目標としています。

各種施策を推進するためには、質の高い魅力ある行政サービスを提供していく必要があり、「持続可能な財政基盤の構築」・「新たな時代に対応した組織の構築と施策の推進」・「住民サービスの最適化と協働の促進」を基本目標として推進するとともに、あらゆる世代の住民が交流できる「地域共生社会」を基本理念とした「全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想」の視点や「誰一人取り残さない」といったSDGsの理念を取り入れたまちづくりの推進、働き方改革や住民サービスにおいてデジタル化を意識した施策の構築、また、「withコロナ」を見据えた施策の推進など、新たな視点に基づいて行政改革を推進することが必要です。

このため、第7次行政改革大綱は、これらの視点をもとに、次の3つの基本目標により推進することとします。

## ○ 基本目標

- (1) 持続可能な財政基盤の構築
- (2) 新たな時代に対応した組織の構築と施策の推進
- (3) 住民サービスの最適化と協働の促進

### < 数値目標【令和7年度末】 >

- (1) 経常収支比率：82.0%未満（令和2年度 82.3%）
- (2) 財政力指数（3ヵ年平均）：1.14以上（令和2年度 1.139）
- (3) 税収納率：100.0%（令和2年度 98.51%）

## 3 行政改革の重点項目

### (1) 持続可能な財政基盤の構築

#### ① 中期財政計画等の活用

- 中期財政計画を毎年度策定し、予算編成や行財政運営の指針として活用することにより、町の主要な施策の推進と健全な財政運営を行います。

また、資産や負債を適切に把握するため、地方公会計制度の財務諸表を継続して作成し、住民に対するわかりやすい情報の提供（見える化）に努めます。

## ② 歳入確保の推進

- 京都地方税機構との連携を強化し、町税収入の確保を図ります。また、「債権管理事務手引き」を活用し、進捗管理に努めるとともに、収納事務の効率化と正確性を図ることにより収納率の向上に努めます。
- 新市街地整備の推進により新たな土地利用を促進し、企業誘致や企業における事業拡大など産業の活性化を図ることで、将来的な税源確保に取り組みます。
- 町の重点プロジェクトである全世代・全員活躍まちづくりセンターや子どもたちの健やかな成長への応援などの施策を推進するため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税による財源確保に努めます。

## ③ 事務事業の整理合理化

- 住民のニーズに的確に対応するため、総合計画に掲げるまちづくりの目標を達成すべき施策について、行政評価を重点的に実施します。また、施策評価の活用により評価結果を公表するとともに、事務事業の必要性の検証を行い、改善・効率化に努めます。

## ④ 経常経費の節減

- 物件費、維持補修費、時間外勤務手当等の経常的経費について、不断の節減を継続します。また、地球温暖化の防止と環境負荷の低減を図り、限られた資源の有効活用を行うため、「新久御山セービングプラン」を策定し、「K E S（環境マネジメントシステム）」の取組を併行して推進します。
- 各公共施設におけるL E D化を引き続き進めるとともに、全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備において、自然エネ

ルギーの有効活用や効率的利用など環境への配慮を行うことにより、施設における経費の節減に努めます。

#### **⑤ アウトソーシング（民間委託等）の推進**

- 行政サービスの維持・向上等に留意しつつ、効率的・効果的な運用を図る上でも、民間委託や指定管理者制度の活用などによるアウトソーシングを推進します。

#### **⑥ 公営企業等の健全な事業運営の継続**

- 公営企業会計及び特別会計は、計画的な経営を着実に進めるとともに、料金・使用料などを適正に見直し、採算性と独立性のバランスをとりながら、健全な事業運営に取り組みます。
- 水道事業会計については、平成 30 年度に策定した経営戦略に基づき、経営状況の検証を実施し、健全な事業運営に努めます。また、下水道事業会計については、現状課題や施設整備などについて検討を行い、経営戦略を含む下水道ビジョンを策定し、継続的に健全な事業運営を行います。

### **(2) 新たな時代に対応した組織の構築と施策の推進**

#### **① 組織機構の活性化**

- 多様化する行政課題に効果的・効率的に対応するため、組織機構の見直しを行うことにより、まちづくりの推進や環境政策の取組など、時代に適応した組織体制を構築します。
- 最高幹部会である部長会議及び部課長会議を活用することにより、町の重要課題に対応します。また、横断的課題については、組織の壁を越えた柔軟な組織（プロジェクトチームなど）による課題解決を図ります。

#### **② 公共施設の管理運営の合理化**

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設やインフラについて、財政状況や人口規模に応じた最適化を図るとともに、効率的な管理運営を目指します。また、適宜、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。

### ③ 定員管理、給与等の適正化

- 多様化する行政課題への対応を図るため、計画的・重点的な職員配置を行い、国で法制化された定年の延長も考慮しながら、職員定数の適正化に努めます。
- 会計年度任用職員については、業務の性質等を精査することで専門性を生かした効率的な配置に努めます。
- 特別職等の報酬については、社会経済情勢が大きく変化する中で、情勢や近隣市町の状況を考慮し、特別職報酬等審議会に諮問して、適正化に努めます。
- 職員給与については、国の制度及び近隣市町の状況を考慮し、適正な給与体系に努めるとともに、人事評価制度を適正に運用し、職員の能力向上を図ります。
- 「with コロナ」を踏まえた働き方を意識し、業務能率の向上を図り、時間外勤務の抑制に努めます。

### ④ 人材育成の推進

- 新たな人材育成実施計画を策定し、職員一人ひとりの職務能力の向上や意識改革等に取り組み、次代を担う若手職員の人材育成を図っていきます。
- 職員研修については、職員研修委員会での協議をもとに内容を精査し、職員が受研しやすい環境を整え、研修計画に基づき、計画的な職員研修を実施します。
- 多様化した行政課題に効果的・効率的に対応できるよう、自己啓発研修を積極的に勧奨し、キャリア形成を行うとともに、資格取得の支援を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスについて配慮しながら、誰もが働きがいのある職場環境づくりに努めるため、職員への周知や意識付けを図るとともに、全ての職員の活躍を推進し、男女共同参画社会を推進します。

### ⑤ 広域行政の推進

- 消防業務の広域化の推進に向け、京都府策定の「消防体制の整備推進計画」に基づき、引き続き京都府や関係市町村との協議及び検討を進めます。
- 平成30年度に広域化となった国民健康保険については、京都府とも連携する中で、引き続き国民健康保険財政の健全化を図ります。

## ⑥ デジタル化などによる手続の効率化の推進

- 「withコロナ」を見据えた上で、業務効率化や住民サービスを考慮して、DX（デジタルトランスフォーメーション）やICTなどのデジタル化やマイナンバーカードの普及促進、押印の省略化を推進します。

## ⑦ 環境政策の推進

- 地球温暖化の防止と環境負荷の低減を図り、限られた資源の有効活用を行うため、廃棄物における分別回収やゴミ削減に向けた取組を推進するとともに、新たに久御山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町全体で温室効果ガス削減対策やカーボンマネジメントなど、新たな環境政策を推進する方策を定めます。

さらに、「環境基本条例」や「環境基本計画」を策定し、住民や事業者と協働してSDGsの理念に基づく環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

## (3) 住民サービスの最適化と協働の促進

### ① 住民サービスの満足度と利便性の向上

- 住民に信頼される職員を目指し、継続的に接遇研修を実施することで接遇への意識を高めるとともに、一層の住民サービスの向上を図ります。
- 住民に対して行政情報を発信するにあたり、引き続き広報紙・ホームページの充実を図るとともに、電子媒体を活用したインスタグラムやLINEといったSNSによる情報発信を推進します。

- 情報公開制度や行政手続制度について、適正に事務を行い、行政の公平性の確保と透明性の向上を図ります。

## ② 住民との協働の推進

- 住民ニーズの的確な把握に努めるため、パブリックコメントをはじめ町政モニター制度や住民アンケートの広聴活動を引き続き実施します。また、住民からの意見をできる限り公表するとともに、今後とも住民参画を促進していきます。
- 住民討議会や、町長と住民との意見交換の場を引き続き設けるとともに、オンラインリモート懇談会などの新たな手法や住民へのさらなる周知により、これまで以上に住民からの意見聴取や住民提案の機会を作ることで、住民の主体的なまちづくりへの参加を促進します。
- 住民と協働で官民連携を図りながら、まちのにお構想、全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備、歩くまち事業、クロスピアくみやま施設運営などの主要施策をNPO法人等とも相互協力する中で進めます。また、「withコロナ」も見据えながら、あらゆる世代の住民が交流できるようなその時代に合った施策を推進し、コミュニティの活性化を進めるとともに、人口減少や高齢者社会にも対応していきます。
- 自治会加入率の低下やコミュニティの希薄化が進む中、これらの課題解決に向けて大学との共同研究による取組を進めるなど、外部組織と連携を図りながら、自治会の活性化を推進します。

## 4 行政改革の推進期間

この大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

## 5 行政改革の推進体制等

町長を本部長とする「久御山町行政改革推進本部」のもと、全庁的な行政改革の推進に取り組むとともに、全職員が行政改革の意識を共有し、各所管課等において、適正な進行管理を行います。

また、有識者等で組織する「久御山町行政改革推進委員会」において、行政改革の推進方針等の重要事項について進捗管理を行います。

## 基本用語集

| 用 語          | 説 明  |
|--------------|--|
| ICT          | 「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略称であり、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す。   |
| アウトソーシング     | 狭義には、業務の外部委託ともいえるが、公益を多様な主体で担っていくという目的から民営化等も含めた広義に用いられている。  |
| 歩くまち施策       | 「歩く」ことを1つのテーマとして長寿健康のまちづくりを目指す事業で、全世代が日常にもっと「歩く」ことを根付かせ、「歩きたくなる環境」を整備し、歩く人を増やし、皆さんの生涯にわたる心身の健康づくりと病気・介護の予防につなげるため、本町が取り組んでいる施策。  |
| インスタグラム      | 写真や動画を無料で共有できるツール。<br>これらを視覚的に楽しむことを目的として作られている。<br>久御山町においても、町の日常や素敵な風景、意外な場所などを発信している。<br>【久御山町公式インスタグラム】<br> |
| withコロナ      | 新型コロナウイルスが撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式。   |
| SNS          | Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略称であり、コミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。本町が取り組んでいるLINEやインスタグラムもその一つである。  |
| SDGs         | Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称であり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標。17の目標と169のターゲットから構成されている。  |
| 温室効果ガス       | 大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。   |
| カーボンマネジメント   | 国や地方自治体、民間企業などの各団体や組織が、地球温暖化の原因と考えられている温室効果ガスの排出状況を把握し、温室効果ガス排出量の抑制・削減に向けた取組を継続的に実施するもの。   |
| 環境マネジメントシステム | 事業の実施にあたり「環境の保全・創造に関する方針や目的を達成するための計画を策定(Plan)し、実施(Do)し、その実施状況を点検(Check)し、必要な見直し(Action)を行う」いわゆるPDCAサイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的に改善を図っていく体制をいう。国際規格ISO14001やKESなどがある。                                |
| 行政評価         | 政策、施策、事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の規準や指標をもって、妥当性や達成度、成果を判定する仕組み。   |
| 京都地方税機構      | 京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現をめざす広域連合。   |
| 久御山セービングプラン  | 公共施設における温室効果ガス排出量の削減に計画的に取り組むとともに、住民、企業への情報提供や啓発を行うなど、温室効果ガスの排出抑制に向けた主体的な取り組みを促進するために策定した計画。ごみの減量化や再資源化の促進対策として、発生抑制・再使用・再生利用に積極的に取り組み、持続可能な循環型社会の形成を目指している。                                       |
| 経常収支比率       | 自由に使えるお金のうち、人件費や生活保護費、借金返済などの避けられない支出にどれだけ充てているかを示す。値が低ければ、財政に余裕があり、独自の政策のために使うことができる。   |
| KES          | 企業等の経営に当たって環境への負荷を管理・低減するための仕組み。環境マネジメントシステムには国際規格ISO14001があるが、中小企業には人・物・金等経営資源の問題により取得が困難であることから、より分かりやすく取り組みやすい規格。   |
| 公営企業会計       | 普通会計の会計手法である官庁会計と異なり、発生主義に基づく会計処理、複式簿記等の企業会計で処理される会計方法。  |
| 広域行政         | 地方公共団体で共通し、重複するような行政事務について、共同で広域的に処理することをいう。広域的な視点から連携・調整し、効率化を図ることによって、経費の節減を行うことができ、その中でより効果的なサービスの提供やまちづくりを進めていくことが可能になる。(城南衛生管理組合、京都地方税機構など)   |

| 用語                   | 説明  |
|----------------------|---|
| 公共施設等総合管理計画          | 公共施設やインフラ施設について、地方公共団体経営の視点から、総合的な管理方針を定めたもの。   |
| こども園                 | 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設。本町は、幼稚園の機能と保育所の機能を両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たしている。   |
| 個別施設計画               | 施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえつつ、各施設の計画期間・優先順位の考え方・点検や修繕などの内容・費用を基本として策定する計画。  |
| 財政力指数                | 地方自治体の財政力(体力)を示す指数。指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。   |
| サービスの最適化             | 本当に必要な公共サービスを、最も適切な量と質、提供主体、方法で実施すること。  |
| 実質単年度収支              | 単年度収支から実質的な黒字要素(財政調整基金積立金、地方債繰上償還額)や赤字要素(財政調整基金取崩し額)を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標。  |
| 指定管理者制度              | 多様化する住民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理委託に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費節減を図るための制度。  |
| 消防体制の整備推進計画          | 消防の広域化の推進及び消防の円滑な運営の確保に基づいて、京都府が平成21年3月に策定した計画。府内消防本部の連携・協力、消防広域化を推進するため、令和3年7月に改訂した。   |
| 人材育成実施計画             | 人材育成基本方針に基づき、町の人材育成、能力開発を具体的に実施するための計画で、5年間で計画期間として、実施項目や実施時期などを策定する。   |
| 人事評価制度               | 職員の能力や成果を適正に評価して人事等に結びつけ、職員のやる気と働きがいを引き出し、より質の高い行政サービスを提供することをめざして実施する制度。   |
| 地方公会計制度              | これまでの「現金主義・単式簿記」による地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化をめざす仕組み。  |
| 全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想 | 「地域共生型」のまちづくりを推進するため、令和2年度から令和6年度の5年間で期間として、令和2年3月に策定した構想。あらゆる世代の住民が、「居場所」と「役割」を持ってつながり、交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができ、若年層をはじめ、障害者など誰もが地域で働く場を確保し、子育て世代が安心して出産・子育てできる地域づくりを推進することにより、久御山モデルの「地域共生社会」を実現することを構想の基本理念としている。 |
| 全世代・全員活躍まちづくりセンター    | 現在、整備・検討している全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想の中核となるセンター施設。令和6年度の完成を予定している。   |
| DX(デジタルトランスフォーメーション) | デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。ここでのDXは自治体DXとして、デジタル技術を活用した行政サービス改革をいう。   |
| パブリックコメント            | 欧米で広く実施され、行政機関が政策の立案などをする際に、その案を公表し、その案に対して広く住民・事業者等から意見や情報の提出を求め、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。   |
| 物件費                  | 性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。  |
| ふるさと納税・企業版ふるさと納税     | 個人が自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、自分の選んだ自治体に対して寄附することにより、所得税や住民税から特別控除が受けられる制度。平成28年4月には、企業を対象にした制度も設けられ、自治体が作成した地方創生に係る事業に対して企業が寄附した場合、税額控除される仕組みとなっている。  |
| まちのにわ構想              | 久御山中央公園とクロスピアくみやまを活用して、食の戦略に基づいた住×農×工の交流を促すためのビジョンとして、平成31年2月に策定された構想。  |

| 用 語          | 説 明  |
|--------------|--|
| 町政モニター制度     | 住民から行政に対する意見・提案を求め、町政運営に反映させる広聴活動の一つで、一般公募等の委員を登録し、アンケート調査などを実施している。   |
| LINE         | <p>スマートフォン、タブレットなどで使用することができる無料のコミュニケーションツール。トーク・スタンプ・無料通話などの機能がある。久御山町においても、町政情報や、イベント情報、防災情報、緊急情報などをリアルタイムにお届けしている。</p> <p style="text-align: right;">【久御山町公式LINE】</p>  |
| ワーク・ライフ・バランス | 「仕事と家庭の調和」の意味で、年齢や性別に関係なく、労働者が私生活も充実させられるように職場や社会環境を整備することを指す。   |